

稚内市高齢者保健福祉計画。第9期稚内市介護保険事業計画を策定しました

社会全体で支える

介護保険制度

本計画は、本市に暮らす高齢者の皆さんがそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民、事業者、行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組み、高齢者の保健福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定めています。その必要な施策と取り組みを総合的に進めていくよう、このたび、今年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「稚内市高齢者保健福祉計画・第9期稚内市介護保険事業計画」を策定しました。

介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は3年毎に見直します。「必要なサービス量」や「必要な費用負担額」などを見込み、高齢者人口や介護

保険サービスを利用している方の人数等をもとに基準額を定めています。

さらに基準額をもとに、所得の低い方へ負担がかかりすぎないように所得に応じて保険料を定め、第9期計画の基準額は、月額5,595円となり、第8期計画の基準額と同額としました。

65歳以上の方には、7月中旬頃までに令和6年度の介護保険料決定の通知を送付しますので、ご確認ください。

65歳以上の方の介護保険料(基準年額)の算定方法

$$\frac{\text{必要な介護サービスの総費用}}{\text{稚内市に住む65歳以上の人数}} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)} = \text{介護保険料基準額}$$

第9期(令和6年度~令和8年度)における介護保険料一覧

※第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料です。
※()内は公費による軽減措置前の基準額に対する割合及び保険料です。

所得段階	本人の課税区分等		世帯の課税区分	基準額に対する割合	保険料(単位:円)	
	収入等	市民税課税区分			月額	年額
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者、公的年金等収入額+合計所得金額80万円以下	非課税	非課税	0.285(0.455)	1,600(2,550)	19,200(30,600)
第2段階	公的年金等収入額+合計所得金額80万円超120万円以下			0.485(0.65)	2,717(3,842)	32,600(43,700)
第3段階	第1段階・第2段階に該当しない			0.65	3,642	43,700
第4段階	公的年金等収入額+合計所得金額80万円以下			0.80	4,483	53,800
第5段階	第4段階に該当しない	課税	課税	1.00	5,595	67,200
第6段階	合計所得金額120万円未満			1.10	6,158	73,900
第7段階	合計所得金額210万円未満			1.25	7,000	84,000
第8段階	合計所得金額320万円未満			1.50	8,400	100,800
第9段階	合計所得金額420万円未満			1.75	9,800	117,600
第10段階	合計所得金額520万円以上			2.00	11,200	134,400
第11段階	合計所得金額620万円以上			2.10	11,758	141,100
第12段階	合計所得金額720万円未満			2.30	12,883	154,600
第13段階	合計所得金額720万円以上			2.40	13,442	161,300

問い合わせ先
市長寿あんしん課
介護高齢グループ
☎23・6458

市立病院 だより



このコーナーでは、市立稚内病院の情報をお知らせします。

【精神神経科編】

今月は、「精神神経科」についてご紹介します。

●主な診療疾患

当院精神神経科は、宗谷管内唯一の入院病床を持つ精神疾患の診療施設であり、様々な方が通院しています。例えば統合失調症、うつ病・躁うつ病などの気分障害などの神経症性疾患をはじめ、不眠症、摂食障害、発達障害、認知症、アルコール依存症、てんかんなど幅広い疾患の診療を行っています。思春期から高齢の方まで様々な年代の方が受診されており、近年では職場や学校などへの適応がうまくいかずに心身の不調をきたす適応障害で受診される方が多くなっています。ご高齢の方で物忘れを心配して検査を希望される方も多いです。また、身体疾患で入院された際に、不

眠や記憶障害を伴うせん妄が生じることがあり、身体科(精神神経科以外の診療科)の医師と一緒に治療を行っています。

●診療体制について

精神神経科では常勤4名の医師、看護師、薬剤師、公認心理師、精神保健福祉士、作業療法士など多職種チームが一丸となり、サポートを行っています。診察は初診、再診ともに予約制です。初診の際には症状や生活状況について詳しく問診するため、30分から1時間ほどの時間をかけて丁寧に診察します。その後、必要に応じて血液・脳画像(CT、MRI、脳血流シンチグラフィ、ドパミントランスポーターシンチグラフィ、脳波など)・認知機能検査などを行います。詳細な心理検査は専門の公認心理師が行っており、知能・性格検査などを数回に分けて実施します。

治療は診察の中で行われる精神療法および向精神薬による薬物療法が中心となります。リハビリにも力をいれており、専門の作業療法士が外来作業療法、デイケア(復職リハビリを含む)を担当しています。精神保健福祉士も2名が常勤し

ており、受診時の相談援助や断酒会の運営を行っています。地域の特性として、礼文島住民を対象としたテレビ電話による遠隔診療(北海道モデル事業)も継続的に行っています。行政機関(保健所等)との連携体制も確保され、地域を支える精神医療を心がけています。

問い合わせ先

市立稚内病院
精神科外来
☎23・2771

稚内市公式LINEのご案内

これまで稚内市公式LINEはワクチン接種に関する情報発信をするために運用してきましたが、今後は市民の人名に関わること(災害・ヒグマ情報等)や市政の推進に寄与する情報を発信します。ぜひ、お友達登録をお願いいたします。

